「乳児保育」科目の変遷にみる課題と展望

Issues and Prospects for the Historical Transition of the Subjects of "Infant Childcare"

矢野景子	浅川茂実	梶 美保	丸目満弓	石丸るみ
(十文字学園女子大学)	(武蔵野短期大学)	(皇學館大学)	(大阪城南女子短期大学)	(東京保育専門学校)
上垣内伸子	寺田清美	野尻裕子	細井 香	本田由衣
(十文字学園女子大学)	(東京成徳短期大学)	(道灌山学園保育福祉専門学校)	(東京家政大学)	(武蔵野短期大学)
宮里暁美	八代陽子	山梨有子	大方美香	
(お茶の水女子大学)	(和泉短期大学)	(彰栄保育福祉専門学校)	(大阪総合保育大学)	

本研究は、乳児保育を担う保育者に求められる専門性の検討を目的とし、保母養成の教育課程、及び保育士養成課程における「乳児保育」科目の設置・科目の性質・教授内容の変遷の変遷過程を明らかにした。その結果、乳児保育の位置づけの変化と子ども観の転換、乳児保育における養成段階に求められる専門養成の変化が示唆された。「乳児保育」科目の特性として、乳児(3歳未満児)や子育て家庭を取り巻く環境とニーズに影響を受け、「乳児保育」の役割と意義が変遷したことが明らかとなった。また、乳児期が学びの芽生えの時期であると明文化され、乳児保育の意義は乳児期の学びとの関連へと転換した。「乳児保育(3歳未満児)」の歴史的背景と深い理論に裏付けられ、乳児を取り巻く社会と子育ての現状を理解し、かつ保育内容を捉える観点とその具体(保育のデザインと評価)をもち、社会的資源の活用と連携姿勢を兼ねそなえている保育士像が明らかとなった。

キーワード: 乳児保育、保育士養成、科目変遷

I. 問題の所在

乳児を取り巻く環境は家庭及び保育所等と多様化し、乳児保育を担う専門職の専門性の担保は 喫緊の課題である。「指定保育士養成施設の指定 及び運営の基準について」の一部改正(子発 0427 第3号平成30年4月27日)により、乳児保育科目 【講義】【演習】の変更が示された。変更の主となる理由は、改定後の保育所保育指針(2018)において、乳児、1歳以上3歳未満児への保育についてそれぞれねらい及び内容が示されたことを踏まえ、関連する教科目(「乳児保育」等)の見直しや内容充実が図られる必要性が生じたためである。経緯として、低年齢児の保育内容が充実したことを踏まえ、新たな科目の設定又は科目の充実を図る必要があること、乳児保育に関して基礎的な理解を

深めた上で、発達に即した保育の実践力 を身に付ける必要があること、乳児保育の実践の基盤として、「乳児保育」の教科目の中で、子どもの発達 や学びの過程及び特性などについても習得する必要がある等の意見を踏まえ、検討を重ねてきた。

本研究では、これまで改正された保母養成の教育課程、及び保育士養成課程における「乳児保育」科目の変遷に着目し、「乳児保育」科目設置の背景・科目の性質の変遷、教授内容の変遷過程から、乳児保育を担う保育者に求められる専門性への変遷過程を明らかにすることを目的とする。なお、本稿では、「厚生省」(現「厚生労働省」)、保母(現「保育士」)、「社団法人 全国保母養成協議会」(現「社団法人 全国保育士養成協議会」)について当時の名称の表記とした。保育士一般を指す場合には、名称変更以前の場合も「保育士」と表記とする。

Ⅱ. 研究方法

保母養成課程昭和23年から保育士養成課程平成30年までの養成課程改正に関する法令、及び関係資料の収集及び資料整理より「乳児保育」科目の変遷、及び乳児保育に求められる専門性の検討を行った。

Ⅲ. 結果と考察

1. 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の変遷と保育士(保母)養成課程の改定の変遷の関連

図1に示す通り、幼稚園教育要領は1956年(昭和31)より計5回の改定が実施され、現行に至る。また、保育所保育指針は1965年(昭和40)より計4回の改定が実施され、さらに、2014年(平成26)幼保連携型認定こども園教育・保育要領が示され、計2回の改定が実施され現在に至る。2016年(平成28年)には、児童福祉法の改正が行われ、第一章総則において、「すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり(以下、省略)」と子どもが主語となり、権利の主体と示された^{注1)}。一方、保育士養成課程は、昭和23年「保母養成施設の設置及び運営に関する件」(児発第105号児童家庭局通知)に示され、7回の改正による見直しが行われ、現行に至る(図1)。

2. 乳児保育科目の変遷

(1) 乳児保育科目設置の背景

乳児保育科目は昭和45年(厚生省告示第352号)に初めて明記される。昭和43年(1968年)には、中央児童福祉審議会より、「当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申」が示され、保育所における乳児保育対策が取り上げられた。「児童の福祉を推進するにあたっては、その施策が乳児、年少幼児期を通じて一貫した体系のもとに総合的に展開されなければならない(略)」と

し、「近年乳児をかかえた婦人の職場進出の増加 に伴い乳児の社会的保育への要請が高まりつつ あるが、現在、乳児保育を行っている保育所の数 は、その要望をみたすには余りにも少なく、これ が無認可の乳児保育施設の発生をもたらしてい るともいえる。これら無認可の施設の中には、 設備または保育内容に劣悪なものもあり、乳児の 新進発達を阻害するおそれもあるので、早急に 保育所における乳児対策を確立し、保育に欠ける 乳児の福祉を図る必要がある」と社会的問題を 提起している。

さらに、乳児の保育については、昭和38年「保育問題をこう考える」(中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告)より、「2~3歳以下の乳幼児期において、まず家庭において保育されることが原則でなければならないし、それが不可能な場合においても親密で暖い養護が与えられるよう処遇を手厚くする必要がある」ことを取り上げ、基本原則とするべきである、と示している。保育所における乳児保育の在り方において、乳児の生命の安全を保持するとともに順調な心身の発達の保障を目的とし、職員の設置及び施設設備等の条件の考慮が意見具申されている。

また、昭和45年には、児童福祉に関する当面の 推進策について一意見具申一(中央児童福祉審議 会)より、保母確保対策の推進について、教育課程 の検討にあたり、「従来の専門科目を総合的に調整 するとともに、例えば、乳児や心身障害児の保育 に関する専門科目も加えるなどの配慮をすべきで ある」と示されている。

乳児保育科目の設置は、社会的背景として母親の社会進出にともなう、乳児保育の量的拡大に対する乳児保育の質の担保、及び乳児を保育する保母の質への社会的な需要の高まりによるものであった。つまり、教育課程による教授内容の質の担保が背景として影響していると考えられる。

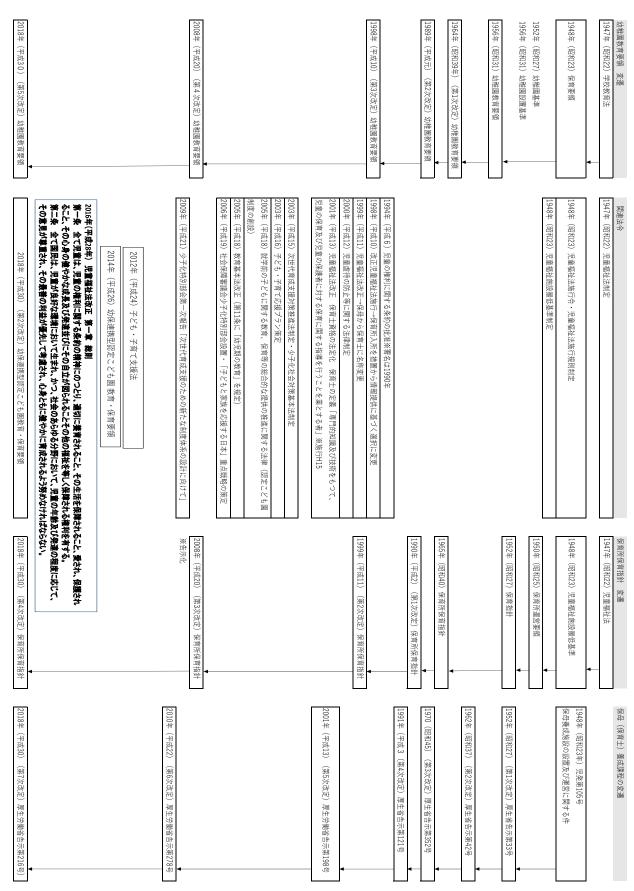


図1 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の変遷と 養成施設の設置及び運営に関する改定の変遷

(2) 乳児保育科目の変遷

昭和45年(厚生省告示第352号)に「乳児保育」 科目が設置されて以降、4回の改定が行われ、乳児 保育は系列及び講義・演習等の教授形態の変遷を 経ている(表1)。

厚生省告示第352号(昭和45年)では乳児保育 I 必修(甲)、乳児保育Ⅱ選択(乙)保育所保母または選択(乙)収容施設保母であったが、厚生省告示第121号(平成3年)の第1次改定では、5つの系列のうち「保育の内容・方法の理解に関する科目」として、乳児保育【講義】2単位(必修)、乳児保育Ⅲ【演習】2単位(選択必修)へ変更された。その後平成13年には、第2次改定(厚生労働省告示第198号)として、乳児保育必修は【講義】から【演習】科目2単位に変更され、実践力を高めることが重視

された。平成22年には第4次改定(厚生労働省告示第278号)はその他新設科目の設置が行われたものの、乳児保育については変更なしであった。平成30年(厚生労働省告示第216号)第5次改定では、演習科目に加え、乳児保育 I 【講義】必修2単位、乳児保育 I 【演習】必修1単位となり、講義科目が新設された(表1)。

乳児保育科目は、乳児保育科目の開設の時期の 乳児保育の需要と保育士の質の担保による理論と 実践力のバランスを改定ごとに変化させてきたこと が明らかである。特に、改定までのおおむね10年 間における乳幼児の環境の変化や女性の労働力へ の変化による影響がみられる。さらに、少子化対策 や社会的ニーズと需要に伴う、保育士への専門職と しての質の担保と社会的責任への変化がみられる。

表1 保育士(保母)養成課程における「乳児保育」科目の変遷と背景

	乳児保育科目の変遷	変更の概要	保育関連の動向と背景
児発第105号	「乳児保育」科目		
(昭和23年)	「乳児保育」科目		
厚生省告示第42号 (昭和37年)	「乳児保育」科目	〇保育指針 (S27)	
厚生省告示 第352号 (昭和45年)	系列 【保育内容】 乳児保育I (講義) 2単位(必修) 乳児保育II (演習] 2単位(保育所保母 選択)	[乳児保育] 科目新設	○保育所保育指針(S40) ○保育所における乳児保育対策(児童福祉対策に関する意見具申S43) ○保母確保対策の推進と保母養成所の教育課程の在り方(児童福祉に関する当面の推進策について一意見具申―S45)
厚生省告示第121号 (平成3年)	系列【保育の内容・方法の理解に関する科目】 乳児保育 (講義) 2単位(必修) 乳児保育I(演習) 2単位(選択必修)	○保育所保育指針(第1次改訂H2)	○保育所保育指針 (第1次改訂H2)
○保育所保育指針	系列【保育の内容・方法の理解に関する科目】	「保育の内容·方法の理解に関する科目」	○保育士資格の法定化(H13)
(第1次改訂H2)	乳児保育(演習)2単位(必修)	として、2単位(必修)の教授形態が 【講義】から【演習】へ	○保育所保育指針(第2次改訂H11) ○乳児保育の実践力をより高める
雇時発0722第6号(平成22年)	系列【保育の内容・方法の理解に関する科目】 乳児保育(演習)2単位(必修)	変更なし	○保育所保育指針(第3次改訂H20) ○保育所における質の向上のためのアクションプログラム保育士等の資質専門性の向上〇保育サービスの質に関する調査研究(保育土養成課程の課題や問題点)○社会保障審議会少子化対策特別部会○保育士等が、実務経験と研修受講を通じてステップアップする仕組み
厚生労働省告示第 216号 (平成30年)	系列【保育の内容・方法の理解に関する科目】 乳児保育 (講義) 2単位 (必修) 乳児保育 (演習) 1単位 (必修)	演習科目に加え、講義科目を新設	○保育所保育指針(第4次改訂H29) ○乳児保育の充実 当該保育に関する理念や現状、保育の体制な ど、必要と なる基礎的事項について理解を深 めた上で、具体的な保育の方法や環境構成等 を 学び、より円滑に保育の実践力の習得につ なげていく

(3) 乳児保育科目教授内容の変遷

乳児保育の科目の特性の変遷だけでなく、教授 内容においても、社会的背景及び求められる保育 士の専門性の変化が反映されている。

昭和46年厚生省児童家庭局より保母養成専門 教科目教授内容ソースブックが発行された。昭和 46年(1972年)頃は児童福祉事業の著しい進展の 一方、児童問題や家庭問題が挙げられ、福祉関係 職の資質向上が課題とされた時期であった。 また、昭和45年(1971年)には、保母を養成する学 校その他の施設の指定について(昭和5年9月30 日児発第566号厚生省児童家庭局長通知)により、 保母養成機関の高等職業専門教育機関としての性 格と実体を有することが確立された。ソースブッ クの刊行の目的は「保母養成機関における専門教 科目が適正に教授されることを期するため、この たび、各教科目の権威者のご協力を得て、保母養 成専門教科目教授内容ソースブックを改訂し刊行 することにした」(厚生省児童家庭局, 1972, p.4) とされ、教授内容の整備と質の担保が目的であっ た。平成3年7月5日には、「指定保育士養成施設 の指定及び運営の基準について」(児発第620号)、 平成15年12月9日には、「指定保育士養成施設の 指定及び運営の基準について」(雇児発第1209001 号) が厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通 知され、現行平成30年4月27日(子発0427第3号) の通知に至る。乳児保育科目の教授内容は表2「教 授内容の変遷」に示す通り、4回の変更を伴ってい る。1972年ソースブックによると、乳児保育科目 が設置された時期は、「乳児保育 I 【必修科目】に て、乳児保育の概念、乳児の発達、環境、集団保育、 内容と方法、精神的健康、あそび、計画を学び、 保育所保母の実習に行く場合には、「乳児保育Ⅱ」 【選択科目】にて、保育所における乳児保育の生活、 あそび、記録を具体的に実技にて補う教授内容で あった。平成3年(1991年)には、「保育の内容・ 方法の理解に関する科目 | の系統に位置付けられ、 「乳児保育」」【必修】にて、乳児を取り巻く課題や 家庭、個と集団などの乳児保育における生活を 講義にて学び、「乳児保育Ⅱ」【選択必修】では、 演習にて 保育所における乳児保育の実際を学ぶ 内容となった。

平成15年(2003年)には、「乳児保育」【必修科目】 の講義にて、乳児保育の理念と役割、乳児保育の 現状と課題、3歳未満児の発達、乳児保育の実際、 乳児保育における協働について学ぶ教授内容となっ た。その後平成30年(2018年)の見直しまで、乳児 保育科目の教授内容に変更はなく、現行は乳児保育 の質の充実、及び実践力のある保育士(保育士養成 検討会,2017)より、「乳児保育 I」(講義)にて乳児保 育の意義と役割、乳児保育の現状と課題、3歳未満 児の発育・発達を踏まえた保育、乳児保育における 連携・協働を学び、「乳児保育Ⅱ」(演習)にて乳児保 育の基本、乳児保育における配慮の実際、計画の実 際、を学び実践力を深める教授内容となっている。

また、子育て家庭への支援や家庭的保育など 地域型給付保育事業等の理解など、乳児が育つ場 の多様性について理解する内容も含まれ、職員間・ 保護者・地域関係機関とチーム体制と社会的資源 を活用・つなぐ役割として、ソーシャルワークの 観点も含まれていることが特徴であるといえる。 乳児保育は家庭との連携が重要であり、また近年 の女性の社会進出やワークライフバランス、さら に子育ての孤立の現状を踏まえ、乳児保育の重要 性がより高まったことが背景に挙げられる。さら に、子ども・子育て新制度における施設型給付施 設、地域型給付施設等により、乳児の育ちの場は 拡大し、多様性において、乳児保育の質の担保が 急務となった。さらに、付随して乳児保育を担当 する保育士の資質と養成が課題となった。

また、発達の理解においては、0歳児~1歳児を 中心とした教授内容から、0歳から2歳児までの 発達の連続性の理解へと移行し、さらに現行 (2018年改定)では、保育所保育指針の改定にみら れるよう、各時期の発達の理解にとどまることな く、乳児保育の保育内容、1歳児~3歳未満児の保

表2 乳児保育科目教授内容の変遷

	_	
1) 乳児の概念 2) 乳児の類念 2) 乳児の類念 2) 乳児保育の概念 2) 乳児保育の概念 2) 乳児保育の概念 2) 乳児の発達 () 前急3か月ごろまで () 前急3か月ごろまで () 前急3か月ごろまで () 前急3か月ごろまで () 前点3か月ごろまで () 前点3か月ごろまで () 前点3か月ごろまで () 前点3か月ごろまで () 前点3か月ごろまで () 別児の関境としての家庭と社会 () 婦人教皇と乳児保育 () 乳児の環境としての家庭と社会 () 知児の環境としての家庭と社会 () 時間の乳児保育の関係 () 乳児の環境としての家庭と社会 () 時間の乳児保育の制度と現状 () 泉門院の利度と現状 () 乳児の美国保育の制度と現状 () 乳児の美国保育の制度と現状 () 乳児の美国保育の制度と現状 () 乳児の美国保育の制度と現状 () 乳児の海国保育の制度と現状 () 乳児の海国保育の制度と現状 () 乳児の海国保育の制度と現状 () 乳児の海国保育の制度と現状 () 乳児の海国保育の制度と現状 () 乳児の海国保育の制度と現状 () 北京市の乳児保育の制度 () 別上に大の直導 () 劉州田・大の直導 () 御人差への直導 () 別上に大の直導 () 別上に大の直導 () 郷港福・大で大の導入 () 大きてい。 () 本古とあるび () 本古とあるび () 生活(1)一主として身体が健康 () 別場所の外にとうなど () 生活(1)一主として身体が健康 () 別場所の水域の充足 () 別場所の水域の充足 () 別場所の水域の充足 () 別児保育の場域 () 海洋 () 本さい、おり、海洋の計画 () 乳児保育の計画 () 乳児保育の計画 () 乳児保育の制度 () 乳児保育の施設設備 () 乳児保育の施設設備 () 乳児保育における今後の諸問題	乳児保育[厚生省児童家庭局編「保母養成課程専門教科目教授内容ソースブック」 (改訂版) 昭和 47年
1)保育所の乳児保育の特色と問題点 2)保育所の乳児保育の対児保育の時比と 2)保育所の乳児保育の現児保育の現状 2)保育所の乳児保育の現児保育の現状 2)保育所の乳児保育の現児保育の現状 2)保育所の乳児保育の現児保育の現代 (学全・乳児の事故とその防止のための注意 (事例研究) (学全・乳児の事故とその防止のための法意 (事例研究) (学会・乳児の事故とその防止のための競別等(実習) (美華一要規心よび審乳法の自立習慣・便の識別等(実習) (別表の認識込おび運動機能の発達(事例研究) (別規心の認識込おび運動機能の発達(事例研究) (別規心の認識込おび運動機能の発達(事例研究) (別規心の認識とび変換がについての事例研究) (別規心の認識とび変換がについての事例研究) (別規心の認識とび変換がについての事例研究) (別規心の認識とび変換がについての事例研究) (別規心の認識とびで表述についての事例研究) (別規心の表達についての事例研究) (別規心の構成についての事例研究) (別規心の構成についての事例研究) (別規心の構成についての事例研究) (別規心の構成についての事例研究) (別規心の構成にのいての表別の対し、事別に事が表述。 (第別の時間 (例) 1) 3 3 月 3 月 3 別 第 (1教科目教授内容ソースブック」 47年
2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	乳児保育	平成3年 平成3年6月
3歳末海児保育の実際 保育所にざける新り制度と別状 保育所にざける新り用度を到り保育の特質と問題 知児保育に対ける保育計画 知児保育の評価と記録	乳児保育	(平成3年7月5日) 会報保母養成 平成3年6月臨時2 シラバスをもとに再構成
(1) 乳児保育の埋念と役割 (1) 乳児保育の短急と歴史的変遷 (2) 乳児保育の受割と機能 (2) 乳児保育の別人と課題 (1) 保育がにおける乳児保育 (2) 乳児院活がら乳児保育 (2) 乳児保育の対達と保育内容 (1) 乳児保育における基本的な知識:技術に基 ンく援助や関わり (2) 危が月本満児の発達と保育内容 (3) 危が月から2歳未満児の発達と保育内容 (4) 元湯3が月本満児の発達と保育内容 (5) 2歳児の発達と保育内容 (5) 2歳児の発達と保育内容 (5) 2歳児の発達と保育内容 (5) 2歳児の発達と保育内容 (5) 2歳児の発達と保育の実際 (1) 保育課程に基づく指導計画の作成と観察・ 正認及び自己評価 (2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境 (3) 職員間の協動 (3) 職員間の協動 (1) 保護者との(1・十)・シップ (2) 保健・医療機関、家庭的保育、地域子育で支援等との連携 (1) 保護者との(2・世界)	乳児保育	(平成15年12月9日) (雇児発第1209001号)
1、乳児保育の高素 目的と役割 (2)乳児保育の必動と機能 (2)乳児保育の公動と機能 (2)乳児保育の公動と機能 (3)乳児保育の公動と機能 (3)乳児保育の公助と機能 (1)乳児保育の以力と機能 (5)乳洗水量的 (5)乳洗水量に対する支援を (5)乳洗水過化その製産を約りが入り、保育の、以力を乳児保育 (4)乳酸的保育等における乳児保育 (5)乳洗水過化とその製産を約り巻く環境と子育で支援の傷 (6)乳洗水過児の発育・発達を踏まえた保育に(7)乳洗水過児の発育・発達を踏まえた保育に(3)調洗水過児の発育・発達を踏まえた保育に(3)調洗水過児の発育・発達を踏まえた保育に(3)調洗水過児の発育・発達を踏まえた保育における配慮 (4)乳质末過児の発育・発達を踏まえた保育における配慮 (5)児保育における計画 記録・評価とその 思規。日間の連携・協働 (5)保護者との連携・協働 (6)保護者との連携・協働 (7)保護者との連携・協働 (8)自治体や地域の関係機関等との連携・協働 (9)保護者との連携・協働 (1)職員間の連携・協働	乳児保育I	(平成30年4月27日) (子発0427第3号)
(1) 子どもと保育・選本 (2) 個々の子どもに成りた援助や受容的・応 答的な関わり (3) 含的な関わり (4) 子どもの主体性の尊重と自己の育ち (4) 子どもの主体性の まえた生活と遊びの実際 (1) 子ともの上語や遊びを表える環境の概算 (2) 子どもの上語や遊びを表える環境の構成 (3) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた症び と援助の実際 (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた症び と援助の実際 (5) 子どもの上の関わりその援助の実際 (1) 子どもの上の関わりその援助の実際 (1) 子ともの上の関わりその援助の実際 (1) 子にものよりを配慮の実際 (1) 景期のな指導計画と短期的な指導計画 (2) 個別的な指導計画と規則の指導計画 (2) 個別的な指導計画と規則の指導計画	乳児保育I	

育内容の理解に転換し、発達の理解を踏まえた乳 児保育の理解へと転換した。

教授内容の変化から、改定の背景となる社会情 勢の変化及び乳児保育の需要と意義の高まり、 さらに保育士や保育所に求められる専門性に応じ て、教授内容が変更された経緯が明らかとなった。

Ⅳ. 総合考察

本研究は、保母養成課程昭和23年から保育士養 成課程平成30年までの養成課程改正に関する法令、 及び関係資料の収集及び資料整理より「乳児保育」 科目の変遷、及び乳児保育に求められる専門性の 検討を行った。その結果、(1)乳児保育の位置づけの 変化と子ども観の転換(2) 乳児保育における養成段 階に求められる専門養成の変化の2点が示唆された。

(1) 科目の変遷にみる乳児保育の意義と子ども観 の転換

保育所保育指針解説において、「(1)乳児・1歳以 上3歳未満児の保育に関する記載の充実 乳児から 2歳児までは、心身の発達の基盤が形成される上 で極めて重要な時期である。また、この時期の 子どもが、生活や遊びの様々な場面で主体的に周 囲の人やものに興味をもち、直接関わっていこうと する姿は、『学びの芽生え』といえるものであり、 生涯の学びの出発点にも結び付くものである」と示 されるように、乳児期が生涯の学びの出発点であ ることが明記された。科目の変遷より、「乳児保育」 科目の特性として、乳児(3歳未満児)や子育てを取 り巻く環境とニーズに応じて「乳児保育」の役割と 意義が重視されてきた背景をもつことが明らかと なった。さらに、保育所保育指針の改定により、 乳児期の位置づけが生涯発達保障に加えて、学び の芽生えの時期であることが具現化され、乳児保育 の意義が乳児期の学びとの関連で示された。保育 士養成課程における教授内容においても、乳児 保育Ⅱ(必修・演習) として「1. 乳児保育の基本(4) 子どもの体験と学びの芽生え」と明記されるように、 乳児期からの体験の質と乳児保育のあそびの質に ついて理解を踏まえる内容として反映されている。

(2) 科目の変遷にみる養成段階に求められる乳児 保育における専門養成の変化

「講義」と「演習」の変遷、及び必修、選択必修の 変遷過程より、科目の教授形態の変化がみられる。 また、乳児保育の生活技術(排泄、食事、睡眠)の 獲得から、乳児保育の理論と実践力のバランス (養成段階に培う専門性)への変化が明らかである。 今回の改定(平成30年)は、乳児保育の質の充実 「乳児期の発達の理解」「関わりの具体(養護・養育 の観点)」「職員間・関係機関の連携」「保育内容の 計画・実施・評価 | を教授内容とし、選択科目におけ る実践力の充実ではなく、必須科目における「講義」 と「演習」(理論と実践力)へと転換した。「乳児保育 (3歳未満児)」の歴史的理解と深い理論に裏付けら れ、乳児を取り巻く社会と子育ての現状を理解し、 かつ保育内容を捉える観点とその具体(保育の デザインと評価)、社会的資源の活用と連携を兼ね そなえている保育士像が示されたといえる。

(3) 課題と展望

本研究では、乳児保育科目開設の経緯から第5 次改定までの乳児保育科目の変遷と背景を明らか とした。今後も乳児保育需要は高まり、質の担保 とともに乳児保育担当者の専門性が問われること となる。質の高い乳児保育の具体と、専門性との 関連についてのエビデンスが課題である。

特に、権利の主体、学びの芽生えの観点より、 乳児の存在の捉え方への変換が求められよう。 養成段階よりケアする人として学生を育てるにあ たりどのような「乳児観」を醸成するのかが問わ れることになる。「ケアされる人の他者性に鑑み たときに、ケアする人は、ケアされる人と対話的 にかかわる人ではなく、ケアされる人を呑み込む 人になる可能性が生じることに危惧を抱く」 (田代,2014, p.57) ことについて、権利の主体として 乳児の存在を再考することの課題が示唆される。

また、この課題は現職者への育成も同様である。 現職者研修等を通して、旧課程の乳児保育の履修 者であることを踏まえ、乳児保育の変遷及び現代 社会における乳児保育の意義と乳児の存在の捉え の転換への支援を行う必要がある。

さらに、養成課程においては、乳児保育における保育者の倫理観の醸成、家庭への支援と連携、社会資源を活用した連携(ソーシャルワーク)、乳児保育の計画と評価を担える人材の育成をどのように行っていくのか、その具体的方法への検討が急務である。

乳児保育への関心の高まりは、乳児保育の質の向上へとつながり、乳児の主体としての存在の価値を受け止め、乳児の声を感受し、計画や評価に反映していくことのできる乳児保育担当者の育成への機会を生む。エビデンスに基づき、且つ時代のニーズに合わせた乳児保育の再考の機会は、次世代の乳児保育の質の向上への萌芽であることに期待し、乳児保育のさらなる解決への試行を課題とする。

謝辞

本研究は保育教諭養成課程研究会 2018年発表 資料を基に再構成を行いました。資料提供のご 協力をいただいた日本保育協会、全国保育士養成 協議会に感謝いたします。また、乳児保育部会長 大方美香先生をはじめ、乳児保育部会員の先生方 に厚く御礼申し上げます。

注1

「(児童福祉保障の原理)第一条 すべて国民は、 児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。2 すべて児童は、 ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。(昭和二十二年法律第百六十四号)」と 示されていたが、平成28年以下の通り改定された。 「第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約 の精神にのつとり、適切に養育されること、その 生活を保障されること、愛され、保護されること、 その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立 が図られることその他の福祉を等しく保障される 権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」

引用参考文献

- 一般社団法人全国保育士養成協議会編(2018) 保育実習指導のミニマムスタンダード2. 中央法規.
- 岡本和子・矢藤誠慈郎・諏訪英広・光本弥生(2003) 保育者養成の再検討Ⅲ -保育士養成課程のカ リキュラムと専門性-. 岡山県立短期大学部 研究紀, 10.
- 小田倉泉(2008) 幼児の「意見表明」と「最善の利益」保障に関する研究. 保育学研究, 46(2), p.197.
- 厚生労働省児童家庭局編保母養成専門教科目教授 内容ソースブック(1972) 財団法人日本児童 福祉協会, p.4.

厚生労働省(2018) 保育所保育指針解説. p.4. 雇児発第1209001号2003年12月9日.

子発0427第3号2018年4月27日.

- 財団法人こども未来財団(2011) 子育で中の親 の外出等に関するアンケート調査.
- 社団法人全国保育士養成協議会専門委員会 (2006) 保育士養成資料集 保育士養成シス テムのパラダイム転換. 第44号.
- 児童福祉法規研究会 監修 (1992) 児童福祉六法. 中央法規, pp.313-315.
- 児童福祉法規研究会 監修(2004) 児童福祉六法. 中央法規, pp.287-290.

- 全国保母養成協議会専門委員会編(1991) 保母養 成資料集. 第5号, 全国保母養成協議会.
- 高山静子(2010) 子どもの人権を尊重する保育士 養成のあり方. 子ども家庭福祉学, 9, 39-48, p.46.
- 田代和美(2014) ネル・ノディングズのケアリン グにおけるケアする人について一ケアする人 としての保育者を養成するための手がかりを 求めて一. 大妻女子大学家政系研究紀要, 50, 49-58.
- 民秋言(2017) 幼稚園教育要領•保育所保育指針• 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成 立と変遷. 萌文書林.

- 第8回保育士養成課程等検討会資料(2017) 保育 士養成課程等の見直しに向けた検討状況につ いて. 保育士養成課程等検討会ワーキンググ ループ.
- 内閣府(2013) 仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)レポート.
- 保育士養成課程等検討会資料(2017) 保育士養 成課程等の見直しについて~より実践力のあ る保育士の養成に向けて~.
- 水野浩志・久保いと・民秋言(2014) 戦後保育50 年史「保育者と保育者養成」。 日本図書セン ター, p.216.
- (株) UFJ総合研究所(2003年) 子育て支援策等 に関する調査研究. 厚生労働省委託.